

入 札 説 明 書

令和6年度モニタリングサイト1000

第4期とりまとめ報告書概要版パンフレット作成業務

[全省庁共通電子調達システム対応]

環 境 省

自然環境局生物多様性センター

はじめに

本令和6年度モニタリングサイト1000第4期とりまとめ報告書概要版パンフレット作成業務の入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の関係法令及び環境省入札心得（別紙）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局生物多様性センター長 高橋 啓介

2. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和6年度モニタリングサイト1000第4期とりまとめ報告書概要版パンフレット作成業務
- (2) 特質等 別添2の仕様書による
- (3) 納入期限等 令和6年12月27日
- (4) 納入場所 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1
環境省自然環境局生物多様性センター
- (5) 入札方法
落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、
ア. 入札者は、業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。
イ. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 令和04・05・06年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「調査・研究」又は「その他」において、開札時まで「B」、「C」、「D」級に格付されている者であること。
- (5) 別紙の業務請負条件を満たした者であること。
- (6) 環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

4. 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

〒403-0005 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾 5597-1
環境省自然環境局生物多様性センター 2階 保全科
TEL 0555-72-6033

5. 入札に関する質問の受付

(1) この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、次に従い、環境省入札心得に定める様式5による質問書を提出すること。

提出期限 令和6年5月7日(火) 17時00分まで
(持参の場合は、12時から13時を除く。)

提出場所 4.(1)の場所

提出方法 持参、郵送又は電子メール(biodic_webmaster+env.go.jp(+はアットマークに変更ください))によって提出すること。

なお、電子メールで提出した場合には、環境省に提出した旨を連絡すること。

(2) (1)の質問に対する回答は、令和6年5月8日(水) 17時までに下記のURLに質問及び回答を掲載する。

<https://www.biodic.go.jp/chousa/order.html>

6. 業務請負条件に関する書類の提出

別紙の業務請負条件に関する書類、環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書の写しを、別紙の業務請負条件及び次に従い提出すること。

(1) 提出期限

令和6年5月13日(月) 17時まで
(持参の場合は12時から13時を除く)

(2) 書面による提出の場合

ア. 提出方法 持参又は郵送によって提出すること。
ただし、郵送する場合には、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

イ. 提出場所 4.(1)の場所

ウ. 部数 業務請負条件に関する書類 2部
環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書の写し 1部

(3) 電子による提出の場合

ア. 提出方法 電子ファイル(PDF形式)により、電子調達システム上※1で提出すること。

※1 電子調達システムのデータ上限は10MB

イ. 提出場所 電子調達システム上

(4) 審査結果通知は、令和6年5月14日(火) 17時までに通知する。

7. 競争執行の日時、場所等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和6年5月15日(水) 14時00分

場所 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾 5597-1

環境省自然環境局生物多様性センター 1階 大会議室

(2) 入札書の提出方法

ア. 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより(1)の日時まで同システムにより入札を行うものとする。

イ. 書面による入札の場合

環境省入札心得に定める様式2による書面を令和6年5月15日(水)12時までに持参、郵送又は電子メール(biodic_webmaster+env.go.jp(+はアットマークに変更ください))により提出すること。

また、環境省入札心得に定める様式1による入札書を(1)の日時及び場所に持参すること。入札書を電話、郵送等により提出することは認めない。なお、入札書の日付は、入札日を記入すること。

ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

8. 落札者の決定方法

(1) 有効な入札書を提出した入札者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

9. 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、誓約事項に誓約したものと取り扱うこととする。

10. 人権尊重の取組について

本調達に係る入札希望者及び契約者は、『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』(令和4年9月13日 ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

11. その他

(1) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格について、開札場において発表するとともに、政府電子調達システム(GEPS)ホームページで公表するものとする。

(2) 契約締結日について

本入札に係る契約締結日は、環境省担当官より別途指示する。

(3) 個人情報の取扱い

環境省から預託される保有個人情報の取扱いに係る業務を実施する場合には、落札者は、入札心得に定める様式6を速やかに提出しなければならない。なお、業務委託条件の提出時に添付した際には、この限りではない。

(4) 再委任等の制限

落札者は、業務の処理を他人（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、様式7に定める書面により申請し、環境省の承諾を得たときはこの限りではない。

(5) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問合せ先

政府電子調達システム（GEPS）ホームページアドレス <https://www.geps.go.jp/>
ヘルプデスク 0570-014-889（ナビダイヤル） 受付時間 平日9時00分～17時30分

◎添付資料

- ・別紙1 環境省入札心得
- ・別紙2 業務請負条件
- ・別添1 契約書（案）
- ・別添2 仕様書

環境省入札心得 (物品役務 最低価格落札方式)

1. 趣旨

環境省の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものの他、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子調達システムにより入札を行うこと」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。
- (2) 書面による入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその

名称又は商号)、宛名(分任支出負担行為担当官環境省自然環境局生物多様性センター長殿と記載)及び「令和6年5月15日開札[令和6年度モニタリングサイト1000第4期とりまとめ報告書概要版パンフレット作成業務]の入札書在中」と朱書きして、入札の日時及び場所に持参すること。

- (3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

7. 代理人等(代理人又は復代理人)による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状及び環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書の写しを持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

8. 代理人等の制限

入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。

9. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

10. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穩の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

11. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は

代理人の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。

- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

12. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

13. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

14. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

15. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

入 札 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

(復) 代理人

注) 代理人又は復代理人が入札書を持参して入札
する場合に、(復) 代理人の記名が必要。

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名 : 令和6年度モニタリングサイト1000第4期とりまとめ報告書概要版パンフレット作成業務
- 2 入札金額 : 金 _____ 円
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴省の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 本入札書は原本であり、虚偽のないことを誓約するとともに、暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

担当者等連絡先

部 署 名 :
責 任 者 名 :
担 当 者 名 :
T E L :
E - m a i l :

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名:令和6年度モニタリングサイト1000第4期とりまとめ報告書概要版パンフレット作成業務
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由
(記入例) 電子調達システムで参加する手続きが完了していないため

担当者連絡先 部 署 名 : 担 当 者 名 : T E L : E - m a i l :
--

委 任 状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

住 所
(委任者) 会 社 名
代表者氏名

代理人住所
(受任者) 所属(役職名)
氏 名

当社 を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和6年度モニタリングサイト 1000 第4期とりまとめ報告書概要版パンフレット作成業務の入札に関する一切の件
- 2 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E-mail :

委 任 状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

代理人住所
(委任者) 所属(役職名)
氏 名

復代理人住所
(受任者) 所属(役職名)
氏 名

当社

を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和6年度モニタリングサイト 1000 第4期とりまとめ報告書概要版パンフレット
作成業務の入札に関する一切の件

担当者連絡先

部署名:

担当者名:

T E L:

E-mail:

入札辞退届

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

令和6年度モニタリングサイト 1000 第4期とりまとめ報告書概要版パンフレット作成業務に係る入札を辞退します。

担当者連絡先

部 署 名 :

担当者名 :

T E L :

E-mail :

質問書

業 務 名	令和6年度モニタリングサイト1000第4期とりまとめ報告書概要版パ ンフレット作成業務
会 社 名	
住 所	
担 当 者	部署名： 氏 名：
担当者連絡先	TEL：
	E-mail：
質 問 事 項	

(保有個人情報の取扱いがある場合)

様式6

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

住 所

会 社 名

代表者役職・氏名

令和6年度モニタリングサイト1000第4期とりまとめ報告書概要版パンフレット作成業務に係る個人情報の管理について

令和6年度モニタリングサイト1000第4期とりまとめ報告書概要版パンフレット作成業務に係る個人情報の管理の状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

1. 個人情報の適切な管理のための措置

環境省保有個人情報等管理規程を遵守し、個人情報の適切な管理のための措置を別添の通り実施します。

2. 管理体制及び実施体制

※個人情報の取扱いに係る業務を再委託する場合は体制図にその旨明記してください。

個人情報管理責任者			
氏名			
所属		役職	
連絡先	TEL :	E-mail :	

個人情報管理担当者			
氏名			
所属		役職	
連絡先	TEL :	E-mail :	

体制

3. 検査

本業務において取り扱う個人情報の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、環境省担当官による実地検査等が実施される場合には、適切に対応いたします。

なお、本業務における個人情報を取り扱う業務の実施計画は以下のとおりです。

<実施計画>

※環境省担当官が実地検査等の実施時期を検討するにあたり参考となるよう、業務スケジュールを記載してください。

4. 個人情報に係る不適正管理事案発生時の対応

5. その他

担当者等連絡先

部署名：

責任者名：

担当者名：

T E L：

E-mail：

(再委任等を申請する場合)

様式7

再委任等承諾申請書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

住 所

会 社 名

代表者役職・氏名

本件業務の実施に当たり、下記により業務の一部を再委任等したく、本件契約書第5条の規定に基づき承諾を求めます。

記

- 1 業務名:令和6年度モニタリングサイト1000第4期とりまとめ報告書概要版パンフレット作成業務
- 2 契約金額:
- 3 再委任等を行う業務の範囲:
- 4 再委任等を行う業務に係る経費:
- 5 再委任等を必要とする理由:
- 6 再委任等を行う相手方の商号又は名称及び住所:
- 7 再委任等を行う相手方を選定した理由:

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E-mail :

(保有個人情報の取扱いがある場合)

様式8

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

住 所
会 社 名
代表者役職・氏名

令和6年度モニタリングサイト1000第4期とりまとめ報告書概要版パンフレット作成業務における再委任等業務に係る個人情報の管理について

令和6年度モニタリングサイト1000第4期とりまとめ報告書概要版パンフレット作成業務における再委任等業務に係る個人情報の管理の状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

1. 再委任等を行う業務の範囲

2. 個人情報の適切な管理のための措置

環境省保有個人情報等管理規程を遵守し、個人情報の適切な管理のための措置を別添の通り実施します。※社内規程等あれば添付

3. 管理体制及び実施体制

※個人情報の取扱いに係る業務を再々委託する場合は体制図にその旨明記してください。

個人情報管理責任者			
氏名			
所属		役職	
連絡先	TEL :	E-mail :	

個人情報管理担当者			
氏名			
所属		役職	
連絡先	TEL :	E-mail :	

体制

4. 検査

本業務において取り扱う個人情報の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、環境省担当官又は〇〇〇（環境省契約相手方）による実地検査等が実施される場合には、適切に対応いたします。

なお、本業務における個人情報を取り扱う業務の実施計画は以下のとおりです。

<実施計画>

※環境省担当官が実地検査等の実施時期を検討するにあたり参考となるよう、業務スケジュールを記載してください。

5. 個人情報に係る不適正管理事案発生時の対応

6. その他

担当者等連絡先

部署名：

責任者名：

担当者名：

T E L：

E-mail：

(別紙2)

令和6年度モニタリングサイト1000第4期とりまとめ報告書概要版パンフレット作成業務
請負条件

モニタリングサイト1000は、わが国の代表的な生態系を対象とし、全国に約1,000か所の調査地(サイト)を設け、100年以上にわたり長期的かつ定量的にモニタリングすることにより、生態系の変化を把握し、異変の早期検出を図ることで、生物多様性保全施策や学術研究に役立てることを目的とした事業である。

今回業務は、モニタリングサイト1000の各生態系で作成中のとりまとめ報告書について、データや解析項目などの分量が多く、更に高度な解析を行っているところ、専門性を有さない行政や保全団体、地域の方達などに十分に分かりやすい内容となるよう、検討し、概要版を作成するものである。

業務の実施にあたっては、各生態系で作成中のとりまとめ報告書について、専門的な記載内容や記載の元となるデータを正確かつ効率的に整理するため、モニタリングサイト1000の調査の実施、データの集計・処理、調査報告書の作成等の経験を踏まえた上で業務を行う必要がある。

以上の観点から、下記に従い業務請負条件に係る確認書類を提出すること。

(1) 提出書類(別添様式)

- ① 過去5年以内にモニタリングサイト1000に関する全国的な調査、調査データの集計・処理及び調査報告書の作成を実施したことがあること。

上記の内容が確認できる、業務の契約書及び仕様書の写し

(2) 提出期限等

① 提出期限

入札説明書6.(1)のとおり

② 業務請負条件に係る書類の提出場所及び作成に関する問合せ先

入札説明書4.(1)に同じ

③ 提出部数

2部

④ 提出方法

入札説明書6.のとおり

⑤ 提出に当たっての注意事項

ア 持参する場合の受付時間は、平日の10時から17時まで(12時~13時は除く)とする。

イ 郵送する場合は、封書の表に「令和6年度モニタリングサイト1000第4期とりまとめ報告書概要版パンフレット作成業務請負条件資料在中」と明記すること。なお、提出期限までに提出先に現に届かなかつた業務請負条件資料は、無効とする。

- ウ 提出された業務請負条件に係る書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- エ 虚偽の記載をした業務請負条件に係る資料は、無効とするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。
- オ 業務請負条件に係る書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- カ 提出された業務請負条件に係る書類は、環境省において、業務請負条件の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。一般競争の結果、契約相手になった者が提出した業務請負条件に係る資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

（3）審査結果の回答

入札説明書 6.（4）のとおり

(別添様式)

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

所在地

商号又は名称

代表者役職・氏名

令和6年度モニタリングサイト1000第4期とりまとめ報告書
概要版パンフレット作成業務
請負条件書類の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- ① 過去5年以内にモニタリングサイト1000に関する全国的な調査、調査データの集計・処理及び報告書作成を実施したことがあること。

上記の内容が確認できる、業務の契約書及び仕様書の写し

(担当者等連絡先)

部署名:

責任者名:

担当者名:

T E L:

F A X:

E-mail:



契 約 書 (案)

分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局生物多様性センター長 高橋 啓介 (以下「甲」という。)

(以下「乙」という。)

「令和6年度モニタリングサイト 1000 第4期とりまとめ報告書概要版パンフレット作成業務」(以下「業務」という。)

(契約の内容)

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

(契約金額)

第2条 契約金額は金 円(うち消費税及び地方消費税の額 円)とする。

(履行期限及び納入場所)

第3条 履行期限及び納入場所は次のとおりとする。

履行期限 令和6年12月27日

納入場所 環境省自然環境局生物多様性センター

(契約保証金)

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(再委任等の制限)

第5条 乙は、業務の処理を他人(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。))である場合も含む。)に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(監督)

第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

(検査及び引渡し)

第7条 乙は、業務の全部を完了したときは業務終了報告書を作成し、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格した後、乙が成果物の引渡しを申出たときは、直ちにその引渡しを受けなければならない。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、前項の期間は甲が乙から修補を終了した旨の通知を受けた日

から起算する。

(契約金額の支払い)

第8条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、契約金額（この契約の締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に契約金額を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第9条 甲は、第8条の約定期間内に契約金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(仕様書等の変更)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期限若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第11条 天災地変その他止むを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙は、甲と協議の上契約の解除を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、第7条から第9条までの規定に準じ精算する。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。

二 乙が第5条、第19条又は第19条の2若しくは第20条の規定に違反したとき。

三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。

四 履行期限内に業務終了報告書の提出がなかったとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法

第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) であるとき。

- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為

(再受任者等に関する契約解除)

- 第13条 乙は、契約後に再受任者等(再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が第12条第2項及び第3項の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金等)

- 第14条 甲が第12条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、

公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

4 乙が前二項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

5 第1項、第2項及び第3項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

（損害賠償）

第15条 甲は、第12条又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

（表明確約）

第16条 乙は、第12条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

（不当介入に関する通報・報告）

第17条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（担保責任）

第18条 甲は、第7条の規定により引渡しを受けた後1年以内に契約の内容に適合しな

いものであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、修補又は既に支払った契約金額の一部を返還させることができるものとする。

(秘密の保全)

第19条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に洩らし又は他の目的に利用してはならない。

(個人情報の取扱い)

第19条の2 乙は、甲から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。）及び特定個人情報（マイナンバー（個人番号）をその内容に含む個人情報をいう。）（以下、「個人情報」という。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱わせる業務を再委任等する場合は、事前に甲の承認を得るとともに、本条に定める、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該再受任者等も講ずるように求め、かつ当該再受任者等が約定を遵守するよう書面で義務づけなければならない、承認を得た再受任者等の変更及び再受任者等が再々委任等を行う場合についても同様とする（以下、承認を得た再受任者等を単に「再受任者等」という。）。

3 乙は、前項の承認を受けようとする場合は、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。

4 乙は個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

5 乙は、個人情報を取り扱う従事者の明確化、従事者に対する監督・教育を行うものとする。

6 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合はこの限りでない。

一 甲から預託された個人情報を第三者（前項記載の書面の合意をした再受任者等を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。

二 甲から預託された個人情報について、甲が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

三 特定個人情報を取り扱う業務において、乙（再受任者等があるときは再受任者等を含む。）の事務所、事業場等から外部に特定個人情報を持ち出すこと。

7 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱う場合には、責任者及び取扱者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を甲に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再受任者等による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。

8 甲は、個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、所属の職員に、乙（再受任者等があるときは再受任者等を含む。）の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について実地検査等の調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。

9 乙は、業務の完了又は契約解除等により、甲が預託した個人情報が含まれる紙媒体及

び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により個人情報を復元困難及び判読不可能な方法により廃棄若しくは消去し、その旨を書面により甲に報告しなければならない。ただし、甲が別段の指示をしたときは、乙はその指示に従うものとする。

- 10 乙は、甲から預託された個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、乙は当該指示に従うものとする。
- 11 乙は、甲から預託された個人情報以外に、業務に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づいて取り扱うこととし、甲が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。
- 12 乙は、乙又は再受任者等の責めに帰すべき事由により、業務に関連する個人情報（甲から預託された個人情報を含む。）の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。
- 13 本条の規定は、本契約又は業務に関連して乙又は再受任者等が甲から預託され、又は自ら取得した個人情報について、業務を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

（債権譲渡の禁止）

第20条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

（紛争又は疑義の解決方法）

第21条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1
氏名 分任支出負担行為担当官
環境省自然環境局
生物多様性センター長 高橋 啓介



乙 住所
氏名



令和6年度モニタリングサイト1000
第4期とりまとめ報告書概要版パンフレット作成業務
仕様書

1. 件名

令和6年度モニタリングサイト1000 第4期とりまとめ報告書概要版パンフレット作成業務

2. 業務の目的

重要生態系監視地域モニタリング推進事業（モニタリングサイト1000）は、わが国の代表的な生態系を対象とし、全国に約1,000か所の調査地（サイト）を設け、100年以上にわたり長期的かつ定量的にモニタリングすることにより、生態系の変化を把握し、異変の早期検出を図ることで、生物多様性保全施策や学術研究に役立てることを目的とした事業である。

本事業では、5年を1期としたとりまとめ報告書を作成しており、2022年度で第4期（2018～2022年度）が終了したことに伴い、今年度、各生態系においてとりまとめ報告書を作成し公表する予定である。

当該報告書は、扱うデータや解析項目などの分量が多く、更に高度な解析を行っているため、専門性を有さない行政や保全部、地域の方達などに十分に分かりやすい内容とは言えず、また生態系ごとにとりまとめられているもので、日本の生態系全体を俯瞰した整理はされていないことから、一般向けに日本の生態系全体の変化を紹介する第4期とりまとめ報告書概要版（以下「概要版」という。）を作成するため、令和5年度に作成方針及び構成案を検討した。

本業務は、一般向けに分かりやすい内容となるよう、令和5年度に検討した作成方針及び構成案に基づいた概要版パンフレットを作成することを目的とする。

3. 業務の内容

本業務では、概要版を作成するにあたり、検討会を開催して概要版の内容を検討するとともに、原稿の執筆、レイアウトやデザインの考案、イラスト・図表の作成等を行い、概要版パンフレットを作成する。

(1) 業務実施計画書の作成及び打合せ

請負者は、業務開始にあたって、業務の進め方について環境省自然環境局生物多様性センター担当官（以下「環境省担当官」という。）と打合せを行い、業務実施計画書を作成する。

また、中間打合せを1回行う。

打ち合わせはウェブ会議システムでの実施を想定し、打合せ終了後は速やかに打合せ概要をとりまとめ、環境省担当官の承認を得て確定すること。

(2) 検討会の開催

モニタリングサイト1000に関わりのある有識者（各生態系の検討委員や調査サイト代表者など）10名程度を委員とした検討会を業務の実施期間中に1回、ウェブ会議システムで開催する。

検討会では、作成方針（別紙1）及び構成案（別紙2）に準じて、概要版にとりあげるべき

成果内容等について検討し、決定する。また、作成方針（別紙1）及び令和5年度に検討した「モニタリングサイト1000の課題、具体的な対応（案）」（別紙3）をふまえ、概要版による効果的な普及啓発の方法等について検討すること。

なお、委員は環境省担当官と調整の上、決定するものとする。また、委員が欠席した場合には、当該委員へのヒアリングを行うこと。検討会の実施に際しては、謝金を委員1人に対して1回当たり17,800円程度支給すること。

請負者は検討会の庶務を担うとともに、事務局として検討会に出席する。また、請負者は検討会の資料（50頁程度）を作成し、環境省担当官と調整した上で、事前に委員に送付する。検討会の終了後には、環境省担当官の指示する手順に従い、議事録（議事の経過と各出席者の発言趣旨が把握できるもの）及び議事概要（議事の要点を簡潔にまとめたもの）の案を速やかに作成し、委員への確認を行った上で確定する。

（3）概要版パンフレット（版下）の作成

作成方針（別紙1）、構成案（別紙2）及び（2）の検討会の議論をふまえ、表紙、裏表紙を含めた36頁で構成される概要版を作成する。作成方針及び構成案に変更がある場合は、環境省自然環境局生物多様性センター担当官（以下「環境省担当官」という。）と協議の上、決定することとし、下記の要領を踏まえ、版下を作成する。

- ・概要版パンフレット全体の一貫性（ストーリー）や統一性を考慮すること。
- ・原稿やレイアウト、デザイン、イラスト、図表などの作業手順や方法は、環境省担当官と協議の上、決定すること。
- ・各生態系の調査成果（原稿や図表）は、環境省担当官または各生態系調査の請負者より提供する。
- ・必要に応じて、過去に作成した「モニタリングサイト1000 第3期とりまとめ報告書概要版」を参考とすること。

（4）概要版パンフレットの印刷

（3）で作成した版下をもとに、以下の仕様に沿って印刷・製本を行う。

- | | |
|----------|------------------------|
| ア 部数 | 3,000部 |
| イ 頁数等 | A4版 両面オールカラー 36頁 |
| ウ 印刷用紙仕様 | 用紙はマットコート紙90kgを使用すること。 |
| エ その他 | ステープラ留め |

（5）報告書の作成

（1）から（4）までの業務内容を整理した業務報告書を作成する。

4. 実施期間

契約締結日から令和6年12月27日までとする。

5. 成果物

請負者は、上記業務内容を取りまとめ、以下に定めるとおり提出するものとする。

(1) 成果物

- a 業務報告書 6部 (A4判、50頁程度)
- b 概要版パンフレット3. (4) のとおり
- c 上記 a 及び b (形式: PDF 及び AI) の電子ファイルを保存した DVD-R 2式

なお、後述する「情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制に係る書面」及び「資料確認票」についても併せて納めること。

※GIS データについては shape 形式及び kml 形式とする。

※成果物に絶滅危惧種等の詳細な位置情報を表記する必要がある場合については、事前に環境省担当官と協議すること

(2) 提出場所 環境省自然環境局生物多様性センター

※ 報告書(冊子体)の作成要領

- ① 「表紙・背表紙・裏表紙・奥付」の様式は、環境省担当官が提供する電子ファイルに基づくこと。
- ② 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。
- ③ 別記2. に示す「PDF ファイル」を版下とし、そのまま出力・製本したものを報告書(冊子体)とすること。
- ④ 製本方法はくるみ製本とし、表紙(背表紙・裏表紙含む)の用紙は、「レザック 66・175kg」を使用すること。

6. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

(1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。

(2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

(3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

(4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

(1) 本業務の実施に当たって関係法令等への申請が必要な場合には、請負者がその必要な手続を行うこと。

(2) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(3) 請負者は環境省の許可を得ることなく本業務の実施により得られたデータ及び成果物等を公開あるいは他の業務に利用してはならない。

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

第4期（2018年度～2022年度）とりまとめ報告書概要版パンフレット 作成方針

- モニタリングサイト 1000 は5年を1期として実施しており、第4期は2022年度に終了し、各生態系分野では第4期とりまとめ報告書を作成中である。これらの報告書は、データや解析項目の分量が多く、さらに高度な解析を行っているため、専門性を有さない行政や保全団体、全国各地で本事業に協力いただいている一般の方達など（以下、「一般の方」という）に十分に分かりやすい内容とは言えない。そのため、2024年度に一般の方向けに第4期とりまとめ報告書概要版（以下、概要版）を作成する予定であり、2023年度はこの概要版の作成方針及び構成案を作成した。
- 概要版は、本事業全体の解説を加え、パンフレットの役割も担う内容とし、自治体や省内、関係者などに配布することを想定する。また、作成した図などはモニタリングサイト 1000 ホームページで使用することも想定する。

（1）概要版の方向性

① 20年間の調査で明らかになった日本の自然の変化・異変を示す

- 生態系分野ごとに調査成果をまとめるとともに、社会的関心の高いテーマについては全生態系分野を横断して成果をまとめ、中心的成果として特に強調して示す。
- 長期・多地点のモニタリングだからこそ分かった成果であることを強調し、全国規模での長期モニタリングを今後も継続していく必要があることをアピールする。
- ネガティブな変化（例：生物多様性の4つの危機による自然の劣化等）だけでなく、ポジティブな変化（例：保全活動による絶滅危惧種の回復、外来種の防除による在来種の回復、大規模災害からの回復等）やメッセージも示す。
- 面的な変化（例：種の分布拡大等）だけでなく、特定のサイト（例：身近な森林等）の長期的な変化も示す。

② 専門性を有さない人達を引き込む

- 対象は一般の方とし、特に中学生や高校生の学習にも利活用できるよう、文章の難易度は中学～高校の生物学程度とし、図は一般の方が見ただけで理解できるように表現を工夫する。
- 新規調査者の獲得や調査員のモチベーションの維持・向上を図るため、調査成果の保全活動等への活用事例や、参加者の声などを積極的に紹介する。
- 民間企業や学校等の理解・参加を促進するため、企業・学校等が調査に参加・サポートしている事例（例：企業緑地での調査、調査機材の提供、学生による調査等）を積極的に紹介する（例：コラム等）。

- 一般の方にメッセージが伝わりやすくなるよう、親しみやすいイラストを活用する等の工夫をする。

③ 行政施策への活用を促進する

- 行政が直面している課題に関連した調査成果を掲載するようにし、施策への成果の活用を促す。
- 「生物多様性及び生態系サービスの総合評価報告書（JBO）」や「気候変動の影響への適応計画」、「持続可能な開発目標（SDGs）」、「環境白書」などにも活用されるよう、具体的な数値と共に示す。
- 地方自治体による理解・参加・成果利用を促進するため、本調査の実施やその成果が地域の保全活動の活性化や保全施策にどのように活用できるかを、事例（例：生物多様性地域戦略への活用等）や具体的な数値（件数等）等を通じて示す。
- 「自然共生サイト」登録サイトや申請予定サイトの関係者等に対して、モニタリングの必要性・重要性、及び自サイトでの調査実施に当たってモニタリングサイト 1000 の手法やまとめ方が参考になることを伝える。

④ 世界的な動向との関係を示す

- 調査によって明らかになった日本の自然の変化について、世界的な変化との関連性や共通性を示す。
- 世界や日本における生物多様性保全の枠組みや関連する取組み（例：ネイチャーポジティブ、30by30 目標、SDGs、生物多様性国家戦略、JBO、自然共生サイト等）と、その中でのモニタリングサイト 1000 の役割や位置づけを示す。
- 海外から見たモニタリングサイト 1000 事業の独自性や、国際的枠組み（例：渡り鳥や湿地の保全、国際的データベース等）への貢献について示す。

（2） 概要版の構成

- ① 最も強調したい成果として数テーマ（例：生物多様性の 4 つの危機：開発等の人間活動、自然に対する働きかけの縮小、人間により持ち込まれたもの、気候変動）を切り口に全生態系分野を横断して成果を紹介するページを、報告書の冒頭に加える。

- ② その他の構成要素（※1）、ページ数（※2）、文章量等は第3期とりまとめ報告書概要版を概ね踏襲しつつ、必要に応じて増減や配置の変更を検討する。

※1 事業の背景（生物多様性の 4 つの危機等）・特徴・全体像の解説、生態系分野別の成果、調査成果の保全施策への活用状況・一般への公開状況・国際的枠組みへの提供状況の紹介。

※2 表紙を含め 32 ページ程度。増減させる場合は 4 ページ単位での増減となる。

- ③ ページ数の制限から盛り込めない・説明しきれない内容の紹介や、地方自治体・学校等の近隣に調査サイトがあることを知らせるために、QRコードを活用してウェブサイトとの連動等を工夫する。

(3) 概要版作成の実施体制

① 検討会

- 第1回：概要版の作成方針及び構成案の検討（2023年度）
- 第2回：概要版にとりあげるべき成果内容の検討（2024年度）

② 各生態系分野の請負者

- 各生態系分野の成果としてとりあげる内容の確認（2024年度）
- 各生態系分野の紹介ページの原稿執筆（2024年度）

③ 環境省（生物多様性センター）

- 各生態系分野請負者との連絡・調整
- 各生態系分野のとりまとめ状況の整理、まとめ
- 行政ニーズの確認

④ 事務局

- 概要版作成方針及び構成案の作成
- モニタリングサイト1000全体の解説の原稿執筆（2024年度）
- 原稿全体の編集（2024年度）

(4) 概要版作成スケジュール

年度	月	作業
2023	2	各生態系のとりまとめ状況の整理 概要版作成方針（案）の作成
	3	第1回検討会の開催 →概要版作成方針及び構成案の決定
2024	5～6	モニタリングサイト1000全体の解説の原稿執筆（事務局） 各生態系分野の紹介ページでとりあげる成果内容の検討（環境省と各生態系分野の請負者との間で協議）
	7～8	第2回検討会の開催 →概要版にとりあげるべき成果内容の決定
	9～11	各生態系分野の原稿執筆（各生態系分野の請負者） 概要版のデザイン検討、編集作業（事務局）、環境省内の確認
	12	概要版の完成

第 4 期（2018 年度～2022 年度）とりまとめ報告書概要版パンフレット
構成案（台割）

頁	項目	内容
1	表紙	タイトル：20 年間の調査で見えてきた日本の自然の変化（仮） ・前回の焼き直し感を与えず新規性の感じられるデザイン、一般読者の興味を引くタイトルとする。
2	はじめに	本パンフの目的
3	目次	目次
4	イラスト	第 3 期概要版パンフレット 4－5 ページのイラストに、以下の変更を加える。 ・各生態系分野の位置や調査内容を吹き出し等で示す。
5		・「幅広い世代の人々が調査に参加している様子」を表現する。 ・登場人物に「モニタリングサイト 1000 の重要性」、「参加のモチベーション」、「保全上の課題」、「調査内容・結果」などを語らせ、それらが以降の章と関係している等の工夫を検討する。 ・他のページの拡充を図る場合、「各生態系の特徴と調査概要」（18－19 ページ）への統合も検討する。
6	生態系横断的な成果	全生態系の変化を共通のテーマで俯瞰・整理し、20 年間の継続調査で判明した重要な成果として冒頭で示す。 ・「生物多様性の 4 つの危機」をテーマとし、各危機の解説や世界的な状況の紹介も含めることを想定するが、テーマ設定は必ずしもそれにとらわれず、各生態系のとりまとめ結果を踏まえて検討する。
7	テーマ 1, 2	
8	生態系横断的な成果	
9	テーマ 3, 4	
10	ポジティブな変化の観測事例	ポジティブな変化が観測された事例（保全の取組みの効果の確認、攪乱された生態系の回復など）、及び成果が保全活動に活かされた事例を示す。 ・自治体関係者などに、どのような成果活用の仕方があるのかを実例を通じて知っていただく。 ・調査者のモチベーション向上につなげる。
11	成果の保全への活用事例	
12	生物多様性保全の取組みとモニタリングサイト 1000 の位置づけ	国際的な生物多様性保全の枠組み・目標と、それに対応した国内の取組み・目標、及びその中でモニタリングサイト 1000 が果たしている役割、期待される役割を示す。 ・日本が国際的に約束している目標なので実施していることを示す。 ・自然共生サイトとの関連性を示す。 ・施策への利用件数、論文への引用件数、データのダウンロード件数などの数値を示す。 ・各種の枠組み・目標・施策などの詳細説明や、活用事例・引用事例の詳細リストは、QR コードから関連するウェブサイトを参照できるようにする。
13		
14	モニタリングの必要性	今後もモニタリングを継続していくことが不可欠である理由を示す。 ・国民の財産である自然環境を守るため等。 ・各生態系分野における議論を踏まえる。 モニタリングサイト 1000 の特徴（長期、多地点、統一手法、多主体、5 年毎のとりまとめ、オープンデータなど）とその意義を示す。 ・多くの参加者による膨大なデータの蓄積を数値で示す。
15	モニタリングサイト 1000 の特徴	

16	参加者の声 参加への呼びかけ	企業、市民、学生など多様なセクターの参加者の生の声を、顔写真付きで紹介する。 ・企業や学校を含め未参加の方々には、どのような参加や支援のあり方があるかや、参加の利点について、事例を通じて知っていただく。 ・既に参加しているの方々には、他サイト・他生態系の参加者の様子や思いを知っていただき、モチベーション向上につなげる。 ・自身の近隣のサイトを探せるよう、QRコードからサイト一覧のウェブサイトを参照できるようにする。 ・興味を持った個人や企業が、どこにどのように連絡を取って参加につなげられるようにするかは検討が必要。
17		
18	各生態系の特徴と調査概要	高山帯/森林・草原 /里地 /陸水域 /沿岸域 /砂浜 /小島嶼 /サンゴ礁 ・各生態系の成果（20-34 ページ）への索引を兼ねる。
20	高山帯	各生態系分野の調査成果、取組み状況、成果の活用事例などを示す。 ・具体的な掲載内容は 2024 年度に検討する。 ・砂浜と小島嶼は、第 3 期概要版では 2 つで 1 ページだったが、今回は各 1 ページを想定した。 ・ページ配分は各生態系分野のとりまとめ結果も踏まえて調整する。 ・テーマ別成果のページ（6-10 ページ）で示した内容については、各生態系分野のとりまとめ結果を踏まえ、下記のいずれかを検討する。 ① テーマ別ページで取り上げるべき成果が少ない場合：テーマ別ページで内容を詳述し、生態系別ページからは除外する。 ② テーマ別ページで取り上げるべき成果が多い場合：テーマ別ページでは概要のみ示し、生態系別ページでそれぞれ詳細を解説する。
21		
22	森林・草原（樹木）	
23	（陸生鳥類）	
24	里地	
25		
26	陸水域（湖沼・湿原）	
27	（ガンカモ類）	
28	沿岸域	
29	（磯・干潟・アマモ場・藻場）	
30	沿岸域（シギ・チドリ類）	
31	砂浜	
32	サンゴ礁	
33		
34	小島嶼	
35	成果の情報発信	モニタリングサイト 1000 のウェブサイトを紹介し、どこでどのようなデータ・情報が得られるかを示す。
36	裏表紙・奥付	サイト配置図 ・QRコードで調査サイトの地図・リストのウェブサイトへリンクさせ、地方自治体や学校等が近隣の調査サイトを探せるように工夫する。

モニタリングサイト 1000 の課題、具体的な対応（案）

別紙 3

	課題	具体的な対応（案）
(1) サイト配置及び調査手法の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・サイト及びサイト内プロットの不足・配置のアンバランス等により、自然環境の変化を十分に捉えられていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然共生サイト等へのモニタリング支援・交流を通じた体制の強化 ・サイトの偏りを補正する解析手法の検討 ・ドローン、ディファレンシャル GPS、技術革新を見据えた画像撮影の実施等、新手法による調査実施の検討
(2) 持続可能な調査体制	<ul style="list-style-type: none"> ・後継者の確保、人材育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングサイト 1000 第 4 期とりまとめ概要版による普及啓発 ・生態学会での企画集会の実施 ・調査サイトへの認定証の発行・表彰の実施 ・自然共生サイト等へのモニタリング支援・交流を通じた体制の強化（再掲）
(3) 情報の共有・管理及び発信	<ul style="list-style-type: none"> ・増加するデータ管理・解析の為にコスト増 ・データの公開 ・調査の認知度の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・「自然環境調査に係る生物多様性情報の整備と発信のガイドライン」に基づいたデータ整備及び発信 ・モニタリングサイト 1000 第 4 期とりまとめ概要版による普及啓発（再掲） ・生態学会での企画集会実施（再掲）
(4) 結果の保全施策への活用	<ul style="list-style-type: none"> ・行政ニーズの把握 ・調査の認知度の向上（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省の関係部局（地方環境事務所含む）、地方自治体等に向けた説明会等を通じた行政ニーズの把握 ・モニタリングサイト 1000 第 4 期とりまとめ概要版による普及啓発（再掲）
(5) 国際的枠組みとの連携	<ul style="list-style-type: none"> ・GBIF や OBIS への登録 	<ul style="list-style-type: none"> ・「自然環境調査に係る生物多様性情報の整備と発信のガイドライン」に基づいたデータ整備及び発信（再掲）